

令和6年6月27日

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	山原栄一
同	秋澤雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和5年度の財務監査

市民部	人権・男女共同参画課
環境部	環境施設課
学校教育部	教育指導課、教育研究所

2 監査の実施期間

令和6年4月9日から5月31日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
 - 契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

市民部

(1) 人権・男女共同参画課

ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

ウ その他

○ 要望事項

生活改善事業資金貸付金の返還において、債務者による納付が長期間なされないものがある現状を踏まえ、「平塚市債権管理指針」に基づき債務者の資力や生活の状況などに応じた適切な対応を図られたい。

また、同事業において、様々な事情により納付が困難となった債務者に係る県への償還については、その償還の免除や軽減など、市の負担軽減につながる検討を他市町村と連携して県に働きかけることを望むものである。

環境部

(1) 環境施設課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、粗大ごみ破碎処理場ごみ手数料徴収事務について、納期限設定に係る適用規則に誤りがあった。

契約事務において、粗大ごみ破碎処理場管理運営委託業務について、随意契約で執行した理由が不適切であった。また、指名競争入札に付す場合は3者以上を指定しなければならないところ2者で行っていた。

契約事務については、前回監査においても指摘事項があったことから、財務事務全般について平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、職員への徹底を図るとともに、組織としてのチェック体制を構築するなど、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
リサイクルプラザ	①啓発棟和室、研修室、1階ホールサッシより雨漏り ②元再生工房壁面より室内への雨漏り
粗大ごみ破碎処理場	①工場棟東側壁に亀裂、浮き ②倉庫万年塀コンクリート板に割れ

学校教育部

(1) 教育指導課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、補助金の交付決定に係る調定処理を行っていなかった。

平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適

正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 教育研究所

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

支出事務において、教育会館の維持管理に係る保険料について、支出科目の誤りがあった。

平塚市財務規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
文化センター（教育会館）	①非常灯の点検ツマミ破損、不点灯、充電ランプ不点灯 ②貯水タンク架台の発錆による欠損穴

以 上